

公民分館・ブロック交付金基準

2022年4月1日改正

| 交付金の種類 | | 交付の基準 | | 付記 |
|--------|------------------|---|--------------------------------|---|
| | | 公民分館 | ブロック | |
| 第1回交付 | 運営費 | 均等割 50,000円 世帯割 @60円 | 均等割 6,000円 公民分館数 ×3,000円 | 世帯数は、4月1日現在の住民基本台帳による |
| | 役員報酬 | 公民分館長年額14,000円 主事年額12,000円 | ブロック長年額 2,000円 | 主事手当は1公民分館2人まで交付(副公民分館長含む) |
| 精算時交付 | 学習活動費 | 講師謝礼支払い基準による | 年額 5,000円 | 区またはブロック全体対象の講演会、学習会、講座等(サークル活動における講師謝礼は含まない) |
| | 公民分館報発行費 | 業者印刷1回につき 1頁 4,000円 2頁以上 14,000円 | | 業者印刷は年4回まで交付 |
| | | 区所有、各地域公民館等の印刷機使用 印刷機等1回 2,000円 印刷機等1回 1,000円 | | 発行回数に制限なし |
| | 人権問題 学習会費 | 2回以上 20,000円 1回 10,000円 | | |
| 講師謝金 | 市内の学識経験者 | 5,000円 | | |
| | 市外の学識経験者及び大学教師 | 10,000円 | | |
| 支払基準 | 保健所、試験場等の公的機関の職員 | 0円 | | 勤務時間中は無謝金 |
| | 市職員 | 無謝金 | | |

(3) 公民分館・公民分館ブロック交付金交付手続き

| 提出書類 | 提出期限 | 付記 |
|---|---------|---------------------------------------|
| 交付金交付申請書 (当年分)事業計画書・予算書 | 毎年 4月上旬 | 事業計画に基づき、交付予定額の決定 交付金 第1期概算払い 5月中旬 |
| 事業実績報告書 (前年分)実績報告書 ・決算書 (当年分)事業計画書※・予算書 ※3月までの実績を朱書きで 追記してください。ない場合は追記 不要です。 | 毎年 3月上旬 | 交付額決定 精算払い 4月下旬 |

※1 公民分館・ブロックが提出されないと全公民分館・ブロックの交付額が決定しません。

書類の提出は期限を厳守してください。